

再エネ有効活用に向けた 託送料金メニューの見直しについて

2022年10月20日
送配電網協議会

1. 2023年4月の託送料金面の対応について

- 第6次エネルギー基本計画において掲げられたように、2050年カーボンニュートラルを見据え、脱炭素に向けた経済、社会、産業構造変革、いわゆるGXを実現するためには、**再エネの主力化や電化推進が必要不可欠**。
- 一部のエリアでは足元でも再エネ出力抑制が生じているところ、再エネの主力化に向けては、需要サイドの対策（上げDRによる需要応動）の重要性が高まっている。
- 上記の背景を踏まえ、**電化や需要応動を後押しするような料金面での対応を検討中**。具体的には、**既存のピークシフト割引および自家発補給電力の特別措置（以下、自家補特措）の適用範囲を拡大し、2023年4月の託送料金改定にあわせて運用を開始することとしたい**。

事業環境の変化 （取り組む課題）

- 再エネ主力化に伴う電源構成の大幅な変化
- 電化推進によるエネルギー転換の必要性

対応の方針

- 電源構成を踏まえた「需要応動の促進」
- 電化を後押しするような料金面の手当て
- 系統利用者間の費用負担の公平性確保

2023年4月における 託送料金面の対応

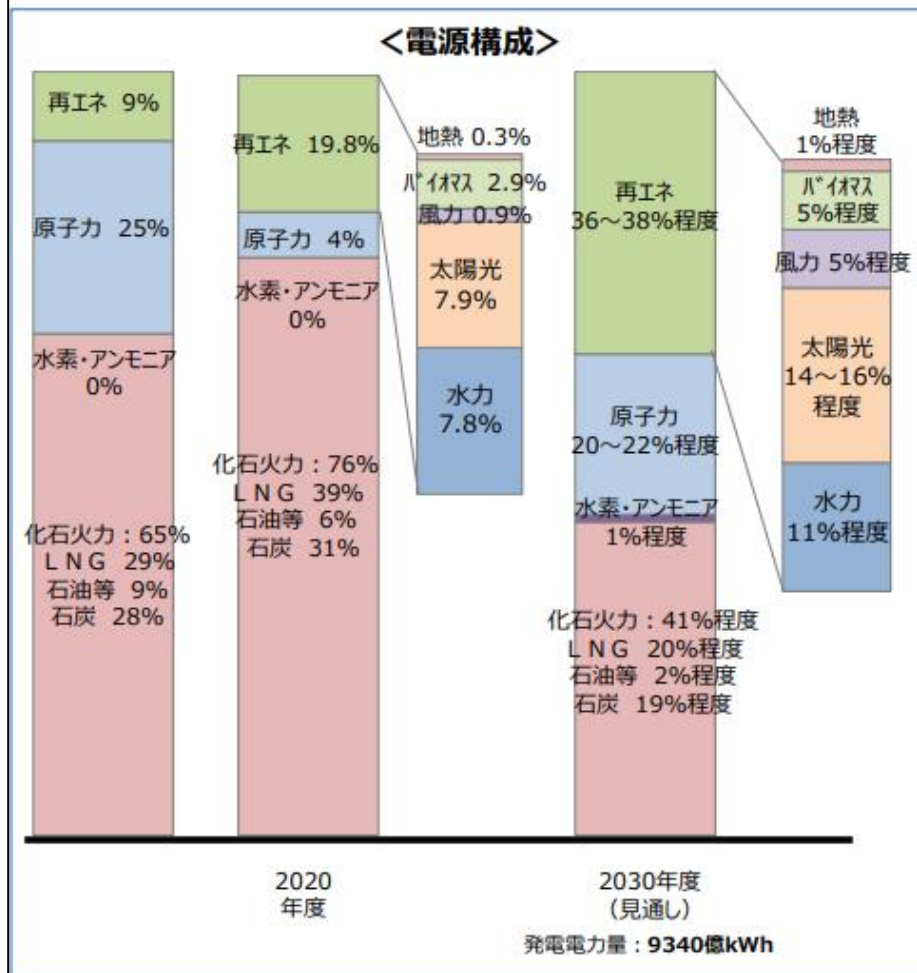
- **再エネ有効活用に資する需要応動を後押しする託送料金メニュー見直し**
 - ✓ **ピークシフト割引**
 - ✓ **自家補特措**
- 託送料金収入に占める電力量料金回収比率の引き下げについても検討中

(参考) 2030年のエネルギーミックスに向けた再エネ電源導入量

2

(参考) 新たな「エネルギーミックス」実現への道のり

8



(kW)	導入水準 (22年3月)	FIT前導入 量+FIT・ FIP認定量 (22年3月)	ミックス (2030年度)	ミックスに 対する 導入進捗率
太陽光	6,610万	8,270万	10,350~ 11,760万	約60%
風力	480万	1,500万	2,360万	約20%
地熱	60万	70万	150万	約41%
中小 水力	980万	1,020万	1,040万	約95%
バイオ マス	560万	1,060万	800万	約70%

※バイオマスはバイオマス比率考慮後出力。

※失効分（2022年3月時点で確認できているもの）を反映済。

※太陽光の「ミックスに対する進捗率」はミックスで示された値の中間値に対する導入量の進捗。

出典）総合エネルギー統計(2020年度確報値)等を基に資源エネルギー庁作成

【出典】第78回調達価格等算定委員会資料より抜粋

(参考) 第6次エネルギー基本計画における検討方向性

- 第6次エネルギー基本計画においても、需要サイドのエネルギー転換を後押しする取組みとしてDR等を評価する枠組みを構築する案が提示されており、今回の託送料金メニューの見直しは、この方向性とも整合しているものと認識。

2030年に向けた政策対応のポイント【基本方針】

- エネルギー政策の要諦は、安全性を前提とした上で、エネルギーの安定供給を第一とし、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合を図るS+3Eの実現のため、最大限の取組を行うこと。

2030年に向けた政策対応のポイント【需要サイドの取組】

- 徹底した省エネの更なる追求
 - 産業部門では、エネルギー消費原単位の改善を促すベンチマーク指標や目標値の見直し、「省エネ技術戦略」の改定による省エネ技術開発・導入支援の強化などに取り組む。
 - 業務・家庭部門では、2030年度以降に新築される住宅・建築物についてZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能の確保を目指し、建築物省エネ法による省エネ基準適合義務化と基準引上げ、建材・機器トップランナーの引上げなどに取り組む。
 - 運輸部門では、電動車・インフラの導入拡大、電池等の電動車関連技術・サプライチェーンの強化、荷主・輸送事業者が連携した貨物輸送全体の最適化に向け、AI・IoTなどの新技術の導入支援などに取り組む。
- 需要サイドにおけるエネルギー転換を後押しするための省エネ法改正を視野に入れた制度的対応の検討
 - 化石エネルギーの使用の合理化を目的としている省エネ法について、非化石エネルギーも含むエネルギー全体の使用の合理化や、非化石エネルギーの導入拡大等を促す規制体系への見直しを検討。

→事業者による非化石エネルギーの導入比率の向上や、供給サイドの変動に合わせたデマンドレスポンス等の需要の最適化を適切に評価する枠組みを構築。
- 蓄電池等の分散型エネルギーリソースの有効活用など二次エネルギー構造の高度化
 - 蓄電池等の分散型エネルギーリソースを活用したアグリゲーションビジネスを推進するとともに、マイクログリッドの構築によって、地産地消による効率的なエネルギー利用、レジリエンス強化、地域活性化を促進。

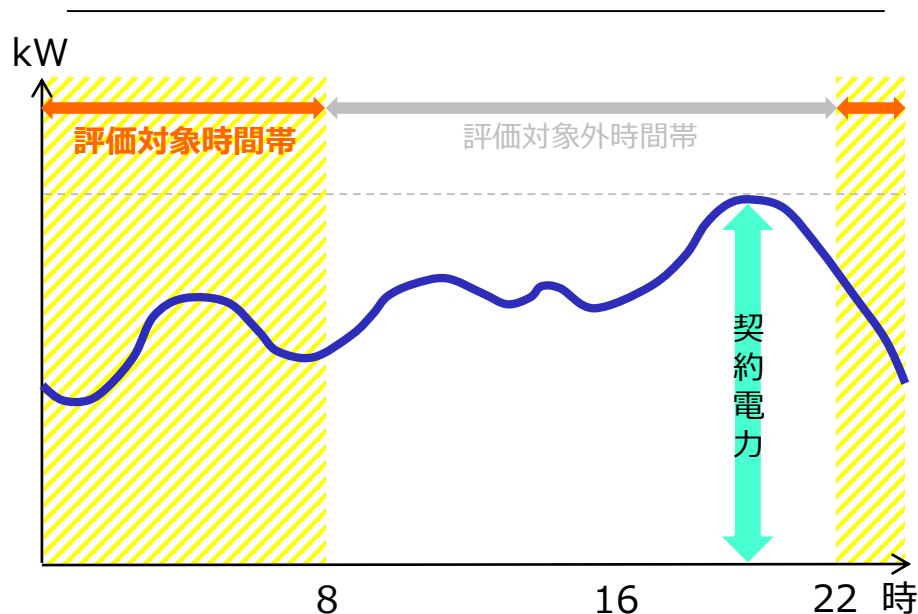
(参考) 現行のピークシフト割引の制度概要

- 負荷移行により1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の料金について、夜間時間において昼間時間での最大需要電力等を上回る増分電力のうち、負荷移行によって昼間時間から夜間時間に移行した電力（ピークシフト電力）に応じて基本料金を割引。

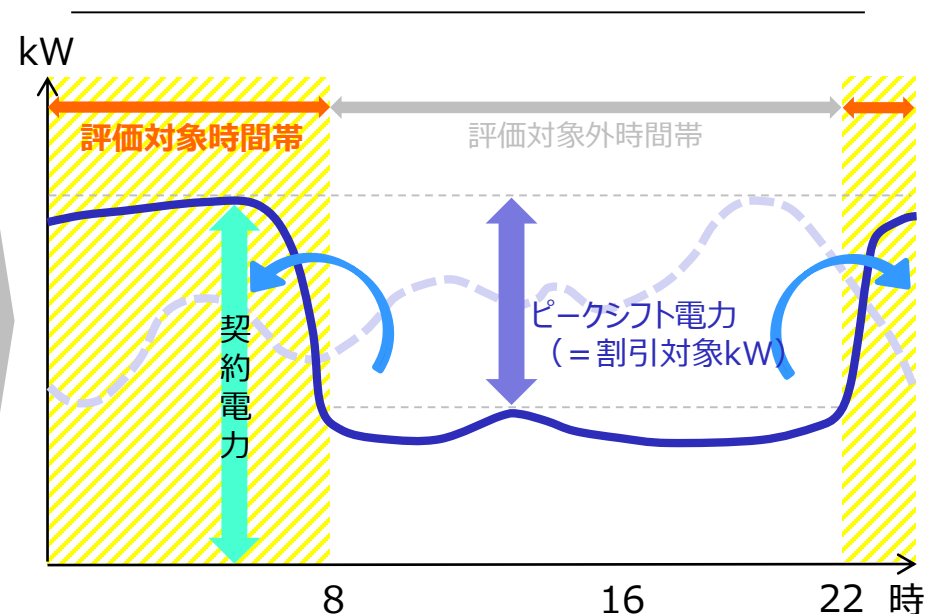
※現行の託送約款では、高圧・特高で供給する需要者に適用

<負荷移行のイメージ>

ピークシフト割引適用前
(負荷移行前)



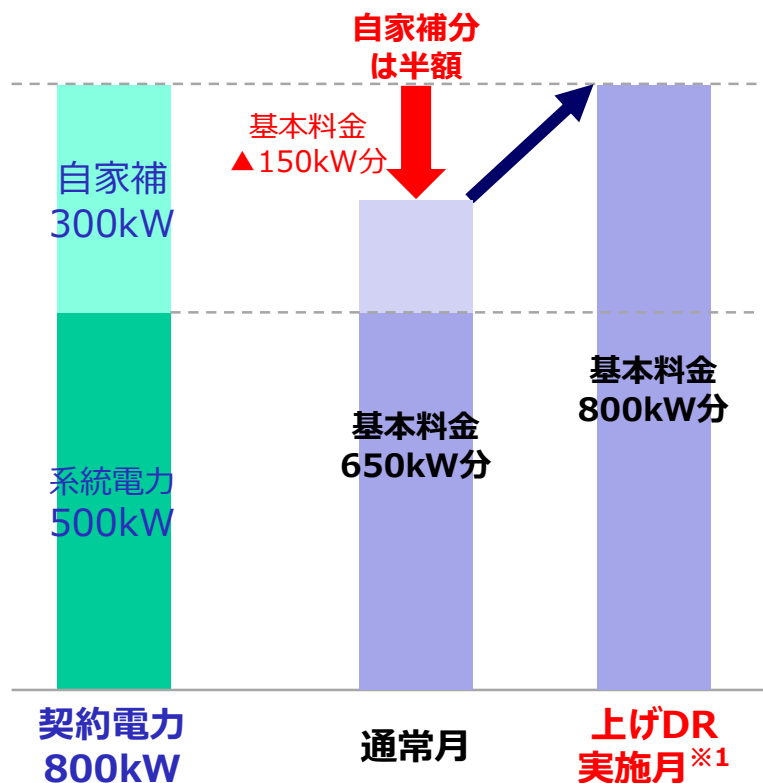
ピークシフト割引適用後
(負荷移行後)



(参考) 現行の自家補特措の制度概要

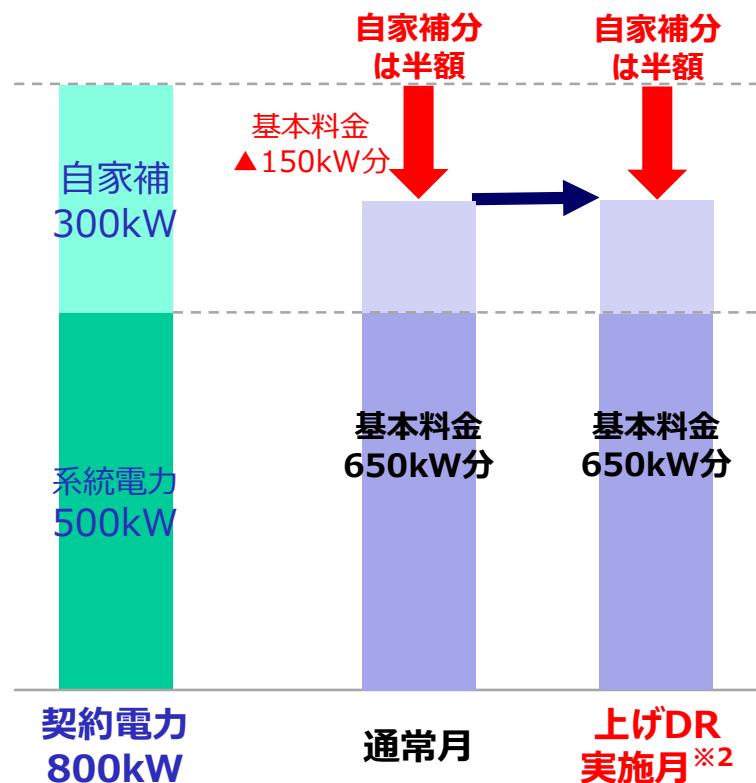
- 一般送配電事業者が、再エネ発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した対象日時に限り、上げDRのために需要者の発電設備を停止若しくは出力を抑制して系統からの電力の吸い込みを増やす場合であっても、自家発電補給電力を使用していないものとして自家補分の基本料金は半額とする。

<自家補特措なし>



※ 1 契約電力は、年間の最大需要電力に基づき決定されることから、一度増加して以降11か月間は基本料金が増加してしまう

<自家補特措あり>

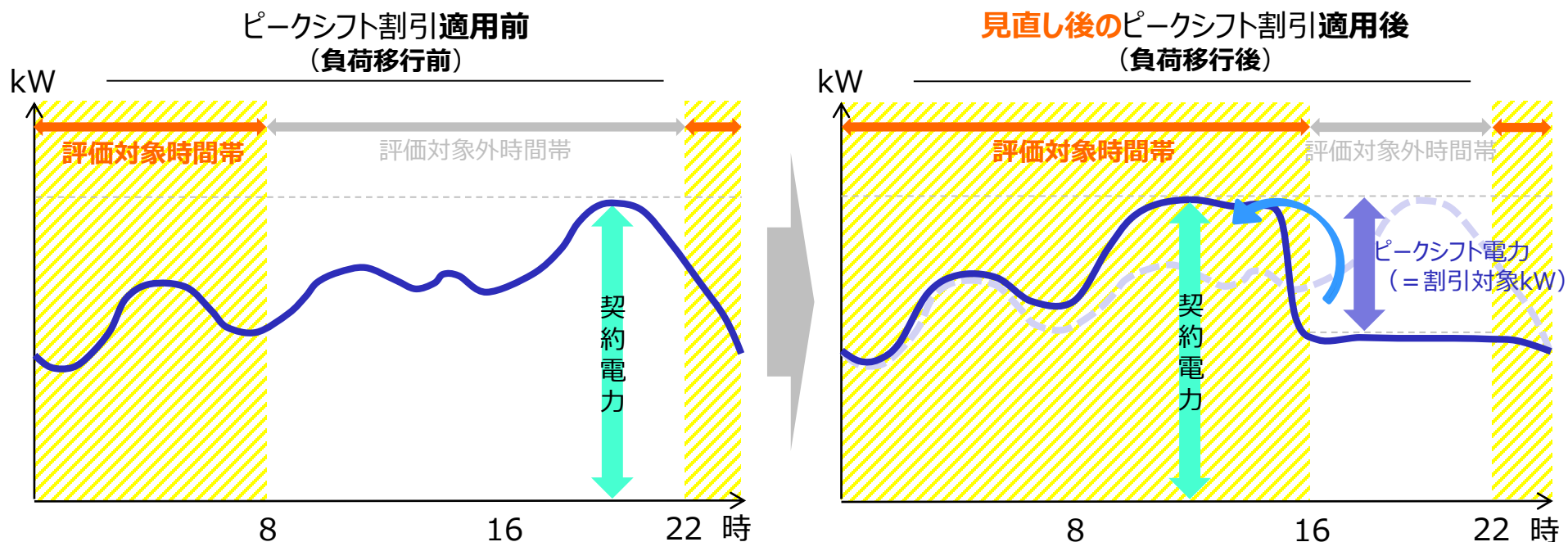


※ 2 出力抑制の可能性または出力抑制の要請の公表に基づく上げDR実施時に基本料金が増加しないよう託送約款に手当て

2. 託送料金メニュー見直しの概要

- ピークシフト割引および自家補特措について、再エネ発電設備の出力抑制の蓋然性が高い時間帯を基本として割引対象時間帯を拡大する方向で検討している状況。

＜ピークシフト割引の適用範囲拡大の例： 評価対象時間帯に軽負荷月（4月等）の土曜日8時～16時を追加＞
 ※各エリアの需給状況等の観点から、各社の見直し内容には差異が生じる場合もある



- 軽負荷月（4月等）であれば、夜間への負荷移行だけでなく、昼間（8～16時）への負荷移行であってもピークシフト割引の対象として評価



3. 今後の検討について

- 今回の託送料金メニューの見直しにより、割引対象時間帯を拡大して、小売事業者等による料金面の工夫を通じた需要シフトを促すことで、再エネ発電設備の出力抑制の低減に繋げていきたいと考えている。
- 一般送配電事業者としては、まずは2023年4月の本案の運用開始に向け準備していくとともに、2023年以降は、今回の見直しによる需要応動の効果を踏まえつつ、再エネ有効活用に資する託送料金面での更なる対策について検討していく。
- また、再エネ有効活用に資する需要応動や電化推進を後押しする観点からは、託送料金収入に占める電力量料金回収比率の引き下げも重要な要素であるため、併せて検討してまいりたい。